

高知大学教育学部附属教育実践総合センター長選考規則

平成16年4月1日
規則第184号

最終改正 平成22年3月31日規則第124号

(趣旨)

第1条 高知大学教育学部附属教育実践総合センター長候補者（以下「センター長」という。）の選考については、この規則の定めるところによる。

(選考の時期)

第2条 センター長の選考は、次の一に該当する場合に行う。

- (1) センター長の任期が満了するとき。
- (2) センター長が辞任を申し出たとき。
- (3) センター長が欠員となったとき。

2 前項第1号の場合にあつては、任期満了の1か月前までに、同項第2号及び第3号にあつては、速やかに選考を行うものとする。

(選考の基準)

第3条 センター長は、教育学部専任の教授又は准教授をもって充てる。

(除外者)

第4条 センター長候補者から除外する者は、次のとおりとする。

- (1) センター長として就任する予定日において、学部長、附属学校（園）長、副学部長又はそれらの職に就任することが予定されている者
- (2) センター長就任予定日から離職までの期間が、当該センター長としての任期に満たない者

(選考方法)

第5条 センター長候補者は、教育学部教授会が選出する。

2 選出するのは過半数の得票数を得た者とし、過半数の得票数を得た者がいない場合は、上位2人の者（同数が2人以上ある場合にはすべての者）について決選投票（単記投票）を行い、上位者（同数の場合には年長者）を選出する。

3 センター長は、教育学部教授会の議に基づき学長が選考する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年1月11日から施行し、平成18年1月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年7月5日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年2月14日規則第86号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第124号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。